

# 川崎市の組織



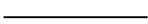
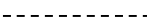
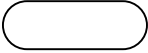
令和2年4月1日現在

総務企画局



# は し が き

1. 「川崎市の組織」は、本市の行政機能がどのように分化され、その分化された機能がどのような組織単位により分担されているか、また、組織相互の関連がどのようにになっているかを、一覧して理解できるよう図表により構成したものです。
2. 「川崎市の組織」には、(1)機構図、(2)機能図、(3)事業所一覧、(4)区役所電話番号一覧、(5)附属機関一覧、(6)主な組織改正を掲載し、機能図に外線番号及び括弧書きで内線番号も掲載しました。  
なお、外線番号は、特記していない限り下4ケタだけの省略した形で表示していますので、4ケタの番号の前に、「200」が必要となります。
3. 機能図で使用している記号等は次のように表記しました。

- ① 機能図では、課又は課相当以上の組織及び事業所を表記した。
- ②  は、局（局相当の組織を含む）、区役所を示す。
- ③  は、部又は部相当以下の組織を示す。
- ④  は、本庁機構及び区役所の指揮監督系統を示す。
- ⑤  は、事業所の指揮監督系統を示す。
- ⑥ 事業所の組織区分を次のとおり表記した。  
〔第1類〕 : 部相当の事業所  
〔第2類〕 : 課相当の事業所  
〔第3類〕 : 係相当の事業所
- ⑦ 各組織の分掌事項は、川崎市事務分掌規則その他の事務分掌関係規則、規程に基づき、係名称及び事業所の個別名称とともに記載した。また、「～に関すること。」の字句はすべて省略した。
- ⑧  は、局付け、部付け担当で担当課長以上の職員を配置する組織を示し、主たる担当事務を記載した。



# 目 次

	ページ
機 構 図 .....	1
機 能 図	
総 務 企 画 局 .....	6
財 政 局 .....	14
市 民 文 化 局 .....	19
経 済 労 働 局 .....	23
環 境 局 .....	28
健 康 福 祉 局 .....	35
こ ども 未 来 局 .....	43
ま ち づ くり 局 .....	47
建 設 緑 政 局 .....	54
港 湾 局 .....	60
臨 海 部 国 際 戦 略 本 部 .....	63
区 役 所 .....	64
会 計 室 .....	72
上 下 水 道 局 .....	73
交 通 局 .....	87
病 院 局 .....	90
消 防 局 .....	97
市民オンブズマン事務局 .....	102
教育委員会事務局 .....	103
市選挙管理委員会事務局 .....	111
監 査 事 務 局 .....	112
人 事 委 員 会 事 務 局 .....	113
議 会 局 .....	114
事 業 所 等 一 覧 .....	116
区 役 所 電 話 番 号 一 覧 .....	125
附 属 機 関 一 覧 .....	133
主 な 組 織 改 正 .....	156
川 崎 市 事 務 分 掌 条 例 .....	161
川 崎 市 副 市 長 事 務 分 担 規 則 .....	162